

成田山表参道屋外型公衆無線 LAN 整備業務委託に係る仕様書

1. 件名

成田山表参道屋外型公衆無線 LAN 整備業務委託

2. 趣旨

本仕様書は、成田市（以下「発注者」という。）が実施する成田山表参道屋外型公衆無線 LAN 整備業務委託（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

3. 業務目的

成田山表参道の無料公衆無線 LAN 環境については、2014 年に観光協会が「アクセスフリー成田」として協力店舗等に機器を配布し、提供している。構築から 10 年が経過し、経年劣化が進んでいるほか、屋外での使用ができないなど利便性に課題が生じているところである。

現在は、民間施設内における Wi-Fi 環境は整備されてきており、モバイル通信環境においても海外用通信 SIM・格安 SIM、大容量通信プランの登場など拡充が進んでいる。また、観光庁が行った訪日外国人観光客へのアンケートでは、訪日旅行中に困ったこととして、無料公衆無線 LAN 環境とした割合が未だ上位であることから、本事業は成田山表参道において屋外型の公衆無線 LAN サービスを提供することにより訪日外国人観光客を含めた本市を訪れる観光客の利便性、満足度の向上を図ることを目的とする。

4. 業務の概要

（1）業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

（2）業務範囲

本業務の範囲は以下のとおりとし、公衆無線 LAN 環境の整備対象エリア（別添図）に建築物又は工作物等（以下「施設」という。）において、観光客が屋外でインターネットに接続できる環境を構築すること。

- ① 公衆無線 LAN サービスの提供に必要なネットワークの設計、敷設、設定、動作試験
- ② 公衆無線 LAN サービスの提供に必要なハードウェア、ソフトウェア等の準備、構築
- ③ ハードウェアの稼働・通信に必要な LAN 配線の敷設等整備作業

④ 公衆無線 LAN サービスの提供に必要なインターネット回線の準備

⑤ 公衆無線 LAN サービスにおける運用及び保守

※本業務受注者が市と別途契約を締結し、運用及び保守業務を実施すること。
運用に関する詳細については、本仕様書に記載のとおりとする。

⑥ 公衆無線 LAN サービス利用データの収集・分析

(3) 受注者の責任

本業務において、公衆無線 LAN サービスの提供をするために受注者が調達し、構築した構成機器等の正常動作及び安定動作における責任は、全て受注者が負うものとする。

(4) 業務内容・仕様

① 機器等の設置

(ア) 機器等の設置場所は、整備対象エリア（別添図）を含めて可能な限り広範囲でサービスを提供できるよう受注者が設置候補施設を選定し、発注者との協議の上、設置候補施設を決定する。

(イ) 受注者は設置候補施設の管理者に対して機器等の設置及び保守運用に関し了承を得るものとする。施設管理者の了承を得られず、代替となる設置候補施設を決定するときは上記（ア）を準用する。

(ウ) 発注者は、受注者が施設管理者への設置了承の調整を行うにあたり必要な協力を行う。

(エ) 受注者は、設置の了承を得た施設に対して、本業務に必要な機器等を設置するものとする。

(オ) 受注者は、機器等を設置する施設の現地調査を行い、施設や環境の特性（地形の高低差、施設による遮蔽のほか、大型バス等の車両通行・祭礼時の山車運行等）に応じ、有効伝送距離や電波干渉への対応等を考慮し、安全かつ安定した設置場所に機器等を設置するものとする。

② インターネット接続回線について

(ア) 受注者は、本業務に必要となるインターネット接続回線及びインターネットサービスプロバイダを新規に調達すること。

(イ) インターネット回線速度は最大 1Gbps 以上の光回線とする。ただし、最大 1Gbps 以上の光回線が確保できない箇所については、発注者との協議により、補助的にメッシュ Wi-Fi 機能や LTE 回線等を使用することができる。

(ウ) インターネットサービスプロバイダは、受注者が選定し、発注者との協議により決定する。

(エ) 受注者は、光回線終端装置を設置する際に必要となる管路、電源及び収納箱

等を設置すること。ただし、既設の設備を流用できる場合は、この限りでない。

(オ) 機器間の有線接続の際はカテゴリ 6 以上の LAN ケーブルを使用すること。

③ アクセスポイントについて

(ア) 設置するアクセスポイント（以下「AP」という。）は次の仕様を満たすこと。
なお、当該内容は機器性能に求める仕様であり、全ての機能を利用するものではない。

項目		機能
無線 LAN	規格	IEEE802.11 n/ac/ax
	セキュリティ	WPA3-PSK/WPA2-Enterprise
	最大同時接続台数	250 台以上
動作環境	防水性能	IP66 以上
	動作温度	- 20℃～+60℃の範囲をカバーしていること
使用電源		PoE 給電

(イ) 発注者が指定する SSID を利用できること。

④ 公衆無線 LAN サービス及び認証システムの基本要件

(ア) 公衆無線 LAN サービスは受注者、若しくは受注者が委託する事業者によるクラウドサービスで提供すること。

(イ) 公衆無線 LAN サービスの AP からクラウドサービスを通じて認証し、インターネットと接続すること。

(ウ) 公衆無線 LAN サービス提供開始後、AP 等の増設等が容易に実施できるような認証システムを提供すること。

(エ) 利用する端末の言語設定を問わず、誰でも無料で利用できるサービスとし、インターネットに接続できること。

(オ) 利用者が AP 間を移動した際においてもシームレスな接続を維持すること。

(カ) 画面仕様

A) 日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、タイ語に対応すること。

B) 利用者の言語に応じて、その言語による画面表示機能を有すること。

C) 認証後に表示されるページは発注者の指定するページとすること。また、このページは、公衆無線 LAN サービスの構築後においても変更可能とすること。

(キ) AP はそれぞれインターネット回線に常時接続すること。

(ク) サービス提供時間帯

- A) 原則として、24 時間 365 日（計画による停止／定期保守を除く。）サービスを提供すること。
 - B) サービス提供時間帯を設定可能であること。
 - (ケ) スマートフォン端末、タブレット端末及びパソコンで動作すること。
 - (コ) 利用規約
 - A) 利用者が遵守すべき事項や、公衆無線 LAN サービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定すること。
 - B) 利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を表示し、利用者に同意を得ること。
 - C) 利用規約及びセキュリティに関する規約の表記は、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、タイ語に対応すること。
 - (サ) 接続時間及び接続回数
 - 1 回当たりの接続時間の上限及び 1 日当たりの接続回数の上限が設定できること。
 - (シ) 災害時等の開放機能
 - 災害時等には、認証手続きや接続時間等の制限を解除し、利用者が速やかに利用できる環境(災害時モード)に変更可能なシステムを構築すること。なお、災害時モードの内容及び切替の仕組みについて提案すること。
 - (ス) 利用登録情報
 - A) 認証で取得した利用登録情報は 6 ヶ月間の保管が可能であり、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況が確認できること。
 - B) 悪意のある利用や犯罪利用等、警察から利用登録情報の提出を求められた場合には、法令に基づき迅速に対応すること。
 - C) 利用登録情報は、MAC アドレス、利用日時等の情報を 6 ヶ月間保持し、その取扱い個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に行うこと。
 - D) 登録した利用登録情報を一定期間保持し、一度登録した利用者は再度のアクセス時にエントリ画面が簡易となるようにすること。
 - (セ) 個人情報等の収集・保管
 - 利用規約に利用登録情報の収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。
- ⑤ 公衆無線 LAN サービスの提供に係る認証要件
- (ア) 公衆無線 LAN サービスが犯罪等に使用されることを防止するため、利用登録は、本人性が確認できる認証方式とすることとし、次の A) と B) を併用する認証方式とすること。

- A) SNS アカウントを利用した認証方式として、以下の SNS 等の WEB サービスアカウントと連携することにより、ブラウザ上の認証画面より認証し、利用可能とすること。
◇Google、Facebook、X、Yahoo ID 等
 - B) 利用していることの確認を含めたメール認証方式として、利用者が認証画面に入力したメールアドレスに送られるメールを受信後、認証用の URL を受信し、その URL をクリックすることで認証し、利用可能とすること。
 - (イ) 国内携帯キャリア契約者以外（外国人観光客等）や、インターネットが利用できる環境を保有していない利用者等はメール受信ができないため、手続きにかかる最初の一定時間（最低 5 分間）はインターネット接続を可能とすること。
- ⑥ 公衆無線 LAN サービスの提供に係るセキュリティ要件
- (ア) 利用端末間のアクセス禁止
プライバシーセパレータ機能等により、同じ AP に接続している利用端末同士のアクセスを禁止すること。
 - (イ) インターネットからの攻撃ブロック
インターネットからの攻撃をブロックできるファイアウォール等を設けること。
 - (ウ) セキュリティ情報更新
サービスを提供するサーバ群等のソフトウェアに関してセキュリティパッチやウィルス対策ソフトの更新が公開された場合は、適用判断を速やかに実施し、必要性のあるものについては速やかに適用すること。
 - (エ) 定期確認
セキュリティ脆弱性の点検を定期的を実施し、問題があった場合は速やかに対応すること。
 - (オ) 有害サイトのフィルタリング
公序良俗に反するコンテンツのフィルタリング設定が可能であること。
 - A) 青少年に有害なサイト（暴力・アダルト等）
 - B) 子どもに対する性的虐待や児童買春等の犯罪を助長するサイト（児童ポルノ）
 - C) セキュリティ上危険なサイト（ワンクリック詐欺・フィッシング等）
 - D) その他、発注者が指定するサイト
- ⑦ 公衆無線 LAN サービスの提供に係る運用及び保守要件

(ア) 体制

- A) 運用中のシステム、設備等について、運用及び保守業務を行うための体制を準備すること。
- B) 故障発生時等における受付け、切分け、手配等の体制を有すること。

(イ) 設備監視

- A) AP 等構築した構成機器について、24 時間 365 日の自動監視を行い、故障を速やかに発見できる運用が可能であること。
- B) 監視による故障発見時は、速やかに発注者に連絡のうえ、早急に原因を特定し、AP 等が故障原因の場合、現地に駆けつけ機器交換等の保守対応が可能であること。

(ウ) 受付

平日、土日、休日について、受付ができる窓口を設けること。

(エ) 保守に関する特記事項

- A) 公衆無線 LAN サービスの運用・保守を実施するために、必要な月額費用を定めること。
- B) AP 等を民間店舗等に設置し、当該民間店舗等に場所代・電気代等の支払いが必要となる場合は、受注者が支払うこと。
- C) インターネット回線の提供に必要な月額費用を定め、プロバイダ費用も含めること。

⑧ 公衆無線 LAN サービス利用データの収集・分析

- A) 受注者は、公衆無線 LAN サービスの利用状況に関し、日別、月別、AP 拠点別でのインターネット認証数、利用デバイス、利用言語別の利用者数などの統計データを毎月報告すること。

⑨ 周知広報

- (ア) 受注者は、本市を訪れる観光客に対して公衆無線 LAN サービスの利用が可能であることを周知するため、ロゴステッカーを作成すること。
- (イ) ロゴマークステッカーの作成にあたり共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」の登録申請を行い、使用すること。
- (ウ) ロゴマークステッカーは、対候性・防水仕様とし、サイズ及び枚数は発注者と協議のうえ製作すること。

(5) 本業務に係る提出書類

本業務の着手及び完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

① 着手届

- ② 管理責任者届
- ③ 業務工程表
- ④ 完了届
- ⑤ 広報用ステッカー
- ⑥ システム構成（図・表）
- ⑦ 設備台帳
- ⑧ 議事録
- ⑨ 操作説明書（マニュアル）
- ⑩ 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- ⑪ その他、委託者が指示する書類

※⑥～⑩については、報告書として（A4 版簡易製本）2部、電子媒体1部を提出すること。報告書の権利は、発注者の帰属とする。

※上記の具体的な内容に関しては受注者と協議の上、定めるものとする。

5. 留意事項

- （1）設置工事等については、発注者と協議の上進めるものとする。
- （2）機器等の導入の際に出た不要な梱包物及び配線等は受注者が撤去し、適切に処理すること。

6. その他

- （1）法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

- （2）費用の負担

機器の調達、設定、納品など本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

- （3）疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障を来す恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

成田山表参道屋外型公衆無線LAN整備対象エリア

